

令和 2 年

東部知多衛生組合議会  
第 2 回定例会会議録

令和 2 年 8 月 31 日（月）開会  
令和 2 年 8 月 31 日（月）閉会

東部知多衛生組合

## 令和2年東部知多衛生組合議会第2回定例会会議録

令和2年東部知多衛生組合議会第2回定例会は、令和2年8月31日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

### 1 応招議員

1番 山本正和	2番 木下久子	3番 加古 守
4番 毛受明宏	5番 伊藤 洋	
7番 山下享司	8番 前田明弘	9番 向山恭憲
10番 瀧塚政明	11番 大村文俊	12番 山本恭久

### 2 不応招議員

6番 近藤千鶴

### 3 出席議員

応招議員と同じ

### 4 欠席議員

不応招議員と同じ

### 5 開閉の日時

令和2年8月31日（月）午後2時00分 開会

令和2年8月31日（月）午後2時55分 閉会

### 6 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人 副管理者 小浮正典 副管理者 神谷明彦  
副管理者 竹内啓二 副管理者 山内健次 代表監査員 古橋洋一  
会計管理者 久野信親 事務局長 宇治田昌弘 業務課長 久野尚志  
主幹 矢野昭裕 総務課長補佐 浅田貴志 業務課長補佐 堀田正尊  
庶務係長 石咲美佳

### 7 職務のため議場に出席した者

書記 宇治田昌弘 書記 浅田貴志

### 8 議事日程

日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4 報告第4号	例月出納検査報告について
報告第5号	専決処分の報告について（損害賠償）
報告第6号	平成30年度東部知多衛生組合継続費精算報告について

日程第 5	議案第 6 号	東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 7 号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 7	認定第 1 号	令和元年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	議案第 8 号	監査委員の選任について

○議長（山本正和）

皆さん、こんにちは。皆様方におかれましては、各市町の9月定例会前の大変お忙しい中、また、お暑い中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ここに会議規則第69条第2項の規定により、報告をさせていただきます。

豊明市議会選出の組合議員が辞職され、後任の組合議員といたしまして毛受明宏議員が選出されました。同じく、東浦町議会選出の組合議員が辞職され、後任の組合議員といたしまして山下享司議員が選出されました。

後程、毛受議員、山下議員の議席の指定を行いますが、ここで両議員をご紹介申し上げますので、毛受議員からご挨拶をお願いいたします。

○4番議員（毛受明宏）

皆さん、こんにちは。豊明市議会令和2年度の議長を仰せつかっております、毛受明宏でございます。

わたくし自身が、確かに、東部知多衛生組合へ来るのが、11年ぶりだと思います。また、そのころは、この建屋の見積もりの概算が丁度でたくらいで、管理者の皆さんも前の管理者とか、豊明に限っては前の前の管理者とか、そうゆう時代がありました。

見てみると、本当に素晴らしいごみ処理施設を建てていただきて、本当に感謝申し上げております。

また、豊明市自体も、ごみ減量とゆうことで努めておりますけれど、一層の努力を市長とともに邁進してゆくつもりでございますので、1年間ではございますけど、よろしくお願い申し上げます。

○7番議員（山下享司）

ただいま、ご紹介いただきました、東浦町の議会議長山下享司でございます。前議長に引き続き、私が東部知多衛生組合組合議員として、努めさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（山本正和）

ありがとうございました。これより議事に入ります。豊明市の近藤千鶴議員からは、欠席の届け出がありました。

ただ今の出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、令和2年東部知多衛生組合議会第2回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願ひします。ここで、管理者からご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、また、お暑い中、令和2年東部知多衛生組合議会第2回定期会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

組合議員の皆様方におかれましては、日頃から廃棄物処理行政につきまして、深いご理解、ご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

令和2年4月にリニューアル式典を行いました温水プールですが、その後、新型コロナウイルスの影響により開館を延期しておりましたが、6月より入場者の制限をするなど、十分な感染予防対策を探りながら開館しております。

また、マテリアルリサイクル推進施設建設事業につきましても、旧施設の解体工事がスケジュール通り順調に進んでおりますことをご報告申し上げます。

さて、本日の定期会にご提案申し上げます案件は、条例の一部改正が1件、愛知県市町村職員退職手当組合の規約変更が1件、令和元年度の決算認定が1件、人事案件が1件、計4件を提出しております。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、お願ひ申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本正和）

日程第1、「議席の指定」を行います。

始めに、豊明市議会選出の毛受明宏議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、前任者の議席番号「4番」と指定いたします。

続きまして、東浦町議会選出の山下享司議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、前任者の議席番号「7番」と指定いたします。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、2番木下久子議員及び10番瀧塚政明議員を指名します。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本定期会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定期会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第4、「諸報告」を行います。

報告第4号につきましては、私からご報告申し上げます。

過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年度3月分から5月分と令和2年度4月分から6月分の例月出納検査の報告が提出されました。皆様のお手元に報告書の写しを配布しておりますので、これをもって報告とさせていただきます。

続きまして、お手元に報告第5号、専決処分の報告（損害賠償）と、報告第6

号、平成30年度東部知多衛生組合継続費精算報告書が配付しておりますので報告者から補足説明を願います。事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、報告第5号「専決処分の報告について」についてご説明いたします。

報告第5号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましてご説明いたします。令和2年3月24日午前9時20分頃、大府市桃山町二丁目178-3地内において、本組合員が運転する公用車が、細い路地に停止しているダンプカーを追い越す際に、相手側車庫前に設置されていた段差解消プレートを損傷させる事故が発生いたしました。

この事故につきましては、被害者との示談が成立し、被害者に対する組合の損害賠償額を2万8,600円と定め、賠償したものでございます。

なお、関係職員には、狭い道での公用車の運転は、細心の注意を払うよう指導し、職員の交通安全に対する意識の一層の向上を図ってまいります。以上で報告第5号の説明を終わります。

続いて、報告第6号「平成30年度東部知多衛生組合継続費精算報告書」について、ご説明いたします。

報告第6号につきましては、継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この継続費精算報告は、平成30年度から令和元年度の2か年の継続事業で実施いたしました余熱利用施設整備事業に係るもので、事業は全体計画通り完了しており、詳細につきましては、継続費清算報告書をご覧いただきたいと存じます。以上で報告第6号の説明を終わります。

○議長（山本正和）

説明が終わりました。ただいまの報告について、何かありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程第5、議案第6号「東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第6号「東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響で、プールのリニューアルオープンが令和2年4月8日から、令和2年6月2日に延期されたことに伴い、プール使用料改正前に購入された回数利用券の使用期限を延長するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第6号の内容につきまして、ご説明いたします。議案と併せて、裏面の参考資料及び新旧対照表をご覧願ください。

本議案は、令和2年4月1日に施行いたしました、東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正での附則の経過措置につきまして、プール使用料改正前に購入された回数利用券で現に存するものの使用期限を、令和2年9月30日といたしましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、プールのリニューアルオープンが令和2年4月8日から、令和2年6月2日に延期したことに伴い、使用期限を令和2年12月27日に延長するものでございます。

なお、施行期日は、公布の日からです。以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第6号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

議案第6号「東部知多温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第7号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第7号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第290条の規定により、令和3年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからであります。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第7号の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案と併せて、

新旧対照表をご覧願ください。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、愛知県市町村職員退職手当組合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、近年、民間保険事業の多様化に伴う加入者の減少などにより、公共の交通災害事業の必要性が薄れ、今後も事業を継続していくことが難しくなったため、令和3年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は、令和3年4月1日からの施行し、変更後の愛知県市町村職員退職手当組合規約別表第2の規定は、令和3年4月1日以後最初に実施される議員の選挙から適用するものとします。以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第7号を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

議案第7号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、認定第1号「令和元年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

認定第1号「令和元年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、令和元年度決算を地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和2年7月22日に監査委員の審査をお願いしましたので、同条第3項の規定により、監査意見を付しまして、本日議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきまして、令和元年度の決算概要は、歳出決算額が、前年度比80.5パーセント減の102億4,892万円余の減額となりました。

この要因は、4か年の継続事業でございました、ごみ処理施設建設事業の終了によるものでございます。詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、認定第1号「令和元年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定」について、事前にお配りしました資料の内、主に歳入歳出決算書にて、ご説明させていただきます。

始めに歳入歳出決算書の4ページをご覧ください。

最下段、歳入合計の3列目、収入済額は25億4,906万3,112円です。右端、予算現額との比較は2,774万3,112円の増となっています。

この要因は、主に2款使用料及び手数料、1項使用料によるものと6款諸収入、2項雑入によるもので、使用料につきましては、平成31年4月1日より、クリーンセンター施設使用料の値上げにより、年間処理量は前年度と比べ若干減少しましたが、積算より多くなりました。

また、諸収入につきましても、可燃ごみ処理施設発電電力売扱収入が積算より多くなったことによるものです。次に5ページをご覧ください。

表の最下段、歳出合計の2列目、支出済額は24億8,484万8,663円。右に2列飛んで不用額は、主に3款衛生費の需用費による3,647万1,337円で、執行率は98.6パーセントであります。結果、表の下、歳入歳出差引残額は、6,421万4,449円となりました。

令和元年度決算の特徴は、4か年の継続事業のごみ処理施設建設事業が終了したことにより、前年度比102億円余の大幅な減額決算となりました。

続きまして、事項別明細について、歳入からご説明いたします。

決算書の14、15ページをご覧ください。金額につきましては、主に右側のページの収入済額欄を読み上げます。

1款分担金及び負担金は、9億9,088万1,000円で、前年度比13億3,881万円余の減額。この要因は、ごみ処理施設建設事業の終了によるごみ関係経費の減によるものです。また、構成市町の負担金内訳は、備考欄のとおりです。

負担金については、項目ごとに対象経費の性格に応じて人口割、又はごみ・し尿の搬入実績割で計算し、積み上げたものとなっております。

次に、中段2款使用料及び手数料は、2億5,442万1,278円。前年度比6,269万円余の増の主な要因は、クリーンセンター施設使用料によるものです。

1目浄化センター使用料7,540円は、行政財産目的外使用料で電柱、支線の設置使用料です。

内、6段目2目1節クリーンセンター使用料は、2億5,441万1,608円で、備考欄1行目のクリーンセンター施設使用料が主な収入であります。

これは、ごみの直接持ち込み時にいただく使用料で、令和元年度より、10キログラムあたり家庭系ごみ100円を200円、事業系ごみは150円を200円に値上げしており、総額2億5,438万9,400円、前年度比7,495万円余の増となっています。

年間の有料ごみの搬入実績については、お手数ですが実績報告書の1ページをご覧ください。中ほど辺り、2款②クリーンセンター使用料から4行下、令和元年度の年間処理量は、1万2,700.51トンで、前年度より79.53トン減っております。

す。

この内訳を見ますと、家庭系は減少し、事業系は増加しております。なお、実績報告書1ページ、2ページには、主だった項目の対前年度増減、事業内容等が記しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

決算書に戻っていただき、3目温水プール使用料2,130円は、行政財産目的外使用料で電柱、支線の設置使用料です。また、通常ございます、温水プール施設使用料につきましては、改修工事により休館しましたので、収入はありませんでした。

なお、令和元年度の温水プール関連の実績につきましては、休館により利用者、収入等がありませんので、実績報告書では省略させていただきました。

3款国庫補助金、2億913万3,000円は、マテリアルリサイクル推進施設整備に係る廃棄物処理施設整備交付金です。ごみ処理施設整備費補助金が工事の終了により無くなり、前年度比32億8,683万円余の大幅な減となっております。

4款財産収入は、1,186万2,853円です。

内、1項1目財産貸付収入484万537円は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として住友重機械工業株式会社に貸付けた収入であり、前年度と同額です。次に、決算書の16、17ページをお願いします。

2項1目の生産品売扱収入、540万2,316円は、主に不燃ごみ処理施設から回収された鉄とアルミ、及び可燃ごみ処理施設エコリから産出されたスラグとメタルの売扱代金です。

売却単価の平均は、鉄が1トン当たり5,853円、アルミは1万1,460円となりまして、鉄、アルミとも、回収量が前年度より増加しましたが、売却平均単価が大幅に下がりましたので、全体で前年度比882万円余の減額となっています。

また、可燃ごみ処理施設から産出されたスラグ、メタルにつきましても、1トン当たり109円の売扱いが計上されております。

5款繰越金、5,376万919円は、平成30年度決算からの繰越金です。

6款諸収入、2億1,840万4,062円の内、2項1目雑入は2億1,836万5,669円で、前年度比1億6,967万円余増と、大幅な伸びとなっていますが、これは、雑入備考欄の下から4項目目、可燃ごみ処理施設発電電力売扱収入2億1,704万2,633円によるものです。前年度はエコリ引渡し後の2か月間の売電収入でしたが、令和元年度につきましては、1年分となり大幅な増額となりました。

7款組合債は、8億1,060万円。マテリアルリサイクル推進施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債に係る地方債の借入れで、こちらも、ごみ処理施設建設事業債が終了したことに伴い、前年度比58億2,370万円の大幅な減となっております。

続きまして、決算書18、19ページからの歳出についてご説明いたします。金額につきましては、主に右側のページの支出済額欄を読み上げます。

1款議会費19ページ支出済額欄、45万7,004円、執行率は91.6パーセントで、主な支出は、議員報酬です。

2款総務費1項1目一般管理費は、5,793万6,368円で、執行率は97.3パーセントです。主な支出は、総務課職員4名分の人物費と負担金、補助及び交付金になります。前年度比159万円余の減は、主に役務費によるものです。

19ページ、下から5段目、8節報償費の記念品等は、環境衛生週間のポスター募集に係る参加賞であり、管内の小学4年生、712名の応募がございました。

次に20、21ページをお願いします。2項の監査委員費、11万2,523円は、監査委員2名分の報酬です。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費は、1億7,865万6,085円。執行率は96.9パーセントで、主な支出は、浄化センター職員3名分の人物費と施設の運転、維持管理費です。

前年度比、2,880万円余の増額。この要因は、人物費と工事請負費によるものです。

22、23ページをお願いします。23ページ1段目、11節需用費は、5,010万6,612円で、不用額400万7,388円の主な理由は、修繕料が見込みより少なかったことです。

備考欄の1行目消耗品費1,539万6,664円は、水処理や脱臭用などの処理薬剤及び機械設備の補修用部品などです。前年度比263万円余の減は、補修用部品の使用が少なかったのが主な要因です。

2行下、光熱水費は3,087万4,140円で、そのうち99.0パーセントが電気料金です。電気料の使用単価が見込みを下回ったことにより前年度比100万円余の減となりました。

修繕料373万4,337円は、機械設備等の修繕16件分と2トンダンプなどの車両修繕料で、前年度より修繕件数が少なく236万円余の減となっております。なお、不用額400万円余の主なものは、修繕料の執行残です。

次に、2段下13節委託料4,220万5,524円は、庁舎内日常清掃委託始め15件の委託料で、クリーンセンターより技手を1名異動させましたので、浄化センター運転管理委託が減となり、全体で189万円余の減額となりました。

次に、2段下15節工事請負費5,809万7,200円は、破碎機補修工事始め6件の工事費で、前年度比、2,780万円余の増額です。増額の要因は、除鉄除マンガン設備更新工事と薬注配管等補修工事の2件の新規工事によるものです。

なお、1件100万円以上の委託事業及び工事については、実績報告書にて個別に事業内容等の説明を記しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

2目クリーンセンター管理費、8億2,598万5,284円、執行率は98.3パーセントです。主な支出といたしましては、クリーンセンター職員7名分の人物費と施設の運転、維持管理費で、前年度比、1億3,654万円余の減額です。主な要因は、委託料及び工事請負費によるものです。次に24、25ページをお願いします。

25ページ5段目、11節需用費は2億7,661万8,130円です。不用額875万1,870円の主な理由は、エコリで使用しますA重油の単価が見込みより安く契約できしたことと、2月の全炉停止期間中における電気使用料が見込みより安く済んだためです。

備考欄1行目、7節賃金への流用は、再任用職員1名が、病気で休職したため、臨時傭人料によるもの。27節公課費への流用は、自動車重量税の不足分によるものでございます。

その下、備考欄3行目消耗品費1億2,282万9,642円は、高反応消石灰、重金属固定剤などの有害物質を除去、固定する処理薬剤や、ごみを溶かした後の溶融物を排出するための出湯資材など機器部品類が主なものです。

3行下、光熱水費は3,306万6,443円、うち74.0パーセントは電気料金で、エコリでは、発電した電気をまず自家消費しており、電気料は基本料金と、2炉停止時等に購入する分だけとなりますので、前年度比5,565万円余の減となっています。その下、修繕料693万1,543円は機械設備10件分と重機車両等の修繕です。

2段下13節委託料4億8,318万8,842円は、廃棄物埋立処分委託料始め26件の委託料で、前年度比8,250万円余減の主な要因は、エコリの供用開始前の試運転委託料によるものです。次に26、27ページをお願いします。

2段目、15節工事請負費272万1,600円は、破碎棟シャッター補修工事1件の工事費で、前年度比、1億6,054万円余の減額です。この要因は、令和元年度よりエコリに関する工事請負費につきましては、定期点検整備業務委託として委託料に移行したためでございます。

次に、3目洲崎最終処分場管理費、431万1,021円は、洲崎最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は96.0パーセント、前年度比、143万円余の増額です。主な要因は、浸出水等測定委託によるものです。

次に、4目大東最終処分場管理費、1,061万8,319円は、大東最終処分場の維持管理に要した費用で、執行率は80.9パーセント、前年度比、18万円余の減額です。この要因は、主に工事請負費によるものです。

一番下の段、15節工事請負費108万円は、高度処理装置補修工事1件で、前年度比213万円余の減額です。次に28、29ページをお願いします。

2項1目温水プール管理費は、891万2,706円で、執行率は97.2パーセントです。主な支出といたしましては、再任用職員1名に係る人件費、役務費及び備品購入費です。温水プール改修工事の休館により、前年度比5,916万円余の減額です。

中段辺り12節役務費の手数料100万5,070円のうち99万9,570円は、浄化センターに仮置きしていたプールの備品を、再びプールに移動させる什器等運搬業務です。

3段下、18節備品購入費171万5,450円は、庁用備品で、券売機2台、両替機1台及びレジスター1台の購入費です。

4款事業費1項1目マテリアルリサイクル推進施設建設事業費は3億6,465万3,221円で、前年度比3億3,773万円余の増額です。

これは、既存のごみ処理施設を解体し、その跡地にエコリから産出されるスラグを貯蔵するストックヤードを建設する4か年継続事業の2年目で、15節工事請負費は3億3,703万6,590円です。

また、19節負担金、補助及び交付金2,019万7,481円は、建設事業に携わっている派遣職員2名の負担金です。

2目余熱利用施設整備事業費は、9億321万円。老朽化した温水プールの設備等を改修する2か年の継続事業の最終年度で、15節工事請負費、余熱利用施設改

修工事は8億9,100万円です。次に30、31ページをお願いします。

5款1項公債費は、最終処分場用地取得及び建設事業債並びにごみ処理施設用地取得及び建設事業債に係る元利債還金です。

内、1目元金は、1億1,584万255円で、前年度比190万円余の増額。これは、平成27年度に借り入れたごみ処理施設建設事業債に係る元金償還が始まつたためです。

2目利子については、平成30年度に借り入れたごみ処理施設建設事業債、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業費に係る利子債還が始まつたため、1,415万5,877円と前年度比531万円余の増となっています。

6款予備費については、執行がありませんでした。

これ以降、35ページの実質収支に関する調書、40ページからの財産に関する調書につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

また、実績報告書には、ご説明しました項目以外にも、事業の詳細が記してありますので、併せてご覧いただきたいと思います。以上で、認定第1号令和元年度決算の説明を終わります。

○議長（山本正和）

説明が終わりました。引き続きまして、決算審査の意見を審査にあたりました監査委員を代表して、古橋代表監査委員からお願いします。監査委員。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、認定第1号の決算審査の結果につきまして、ご報告させていただきます。

審査の方法につきましては、令和2年7月22日に管理者から提出されました歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を照合検査するとともに、関係職員の説明を聴取し、計算の過誤、収支の適正等、予算が目的どおり効率的に執行されたかを主眼として、審査をしたものであります。

審査の結果につきましては、歳入歳出決算及びその他の調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数については正確であり、それぞれ帳簿記載の金額と一致し、適正に処理がなされていました。また、予算執行時期についても適切であることを認め、的確に執行されたことを確認しました。

以上、令和元年度決算に関しては特段指摘する事項はありませんが、マテリアルリサイクル推進施設建設事業と余熱利用施設整備事業が行われました。多額の費用を要し、温水プールが新しくなりましたが、利用者が増えるよう対策していただきたい。

可燃ごみ処理施設も完成後1年がたち、大きなトラブルもないようなので、構成市町と連携し、ごみ減量が進むよう考えていただきたい。

以上、稼働している施設を滞りなく運営するとともに、老朽化した施設を含め、計画性をもって管理運営に努められることを要望し、むすびといたします。以上で、決算審査意見の説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。

質問等がございましたら、決算書、あるいは実績報告書かのどちらかということと、ページ数を示していただいたうえ発言をお願いいたします。

質疑はありますか。2番木下議員。

○2番議員（木下久子）

では、1点お伺いいたします。実績報告書の13ページの市町別ごみ搬入量の推移で、1人1日当たりのごみの排出量についてですが、東浦町さんは、平成31年4月1日から家庭系可燃ごみ処理有料化を実施したことにより、搬出量がかなり減っていると思うんですけれども、大府市、豊明市さん、阿久比町さんにとっては、横ばいの数字となっております。

ごみの中でも、一番多く含まれるのが、プラスチック容器やレジ袋などのプラスチック製容器包装と言われており、意外とこのプラスチック製容器包装は、いろいろな形や種類があり、意外とかさばる物であります。ごみ減量化の取組は、構成市町が一般廃棄物処理計画を作成し、それぞれ地域や公共の回収ステーションで、回数を決め資源回収を行い、ごみ減量化を進めてみますが、資源を回収してもらえる場や機会が増えることで、ごみ減量化に繋がるのではないかと考えております。

現在、旧クリーンセンターの解体が進んでおり、令和3年度にはスラグストックヤード等の整備がされますが、他の自治体では、ごみ処理施設にリサイクルセンターを併設しているところもあります。リサイクルセンターを併設することを令和元年度、検討されたのかお伺いします。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

今、お話をございましたように、現在は、マテリアルリサイクル施設建設事業をいたしまして、スラグストックヤードの建設を進めております。この記録を見ますと、平成28年度に事業を検討した際には、リサイクルプラザの案もございました。

近隣の組合が運営しております、リサイクルプラザを視察して検討しましたが、建設費と運営コストに比べまして、収入はほとんどないことから、平成29年1月の施設建設委員会で見送りが決まっております。

資源回収という部分に絞って考えてみると、組合の事業として行う場合、運営費用については構成市町の負担となります。その割合を求めるためには、回収量を把握する必要が生じますので、そのために、市町ごとの貯留スペースを設けるとか、あるいは搬入ごみとは別に、計量する装置等を用意する必要があります。

有料の、ごみの搬入とは一緒にできませんので、動線を分ける必要もございます。現状ではそれだけのスペースはまず取れませんし、それだけのコストに見合ったサービスとは言い難いと思います。

これらを勘案いたしますと、資源回収につきましては、組合で行う事業には馴染まない性質のものだと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（山本正和）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結します。

認定第1号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

認定第1号「令和元年度東部知多衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案とおり認定することに決定しました。

日程第8、議案第8号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山下享司議員の退席を求めます。

(山下議員、退席)

提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第8号「監査委員の選任について」、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

提案理由としましては、議員のうちから選任する監査委員を新たに選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

内容といたしまして、東浦町選出の山下享司氏を、議選の監査委員として選任いたしますので、皆様方のご同意を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由並びに内容のご説明を終わりります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を終結し、直ちに議案第8号を採決します。

議案第8号「監査委員の選任について」、同意を求める件は、原案のとおり同意することに、ご異議ありますか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号「監査委員の選任について」、同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定しました。

山下享司議員の入場を許可します。

(山下議員、入場)

山下享司議員、監査委員、就任のご承諾とご挨拶をお願いします。

○7番議員（山下享司）

ただ今、監査委員に選任いただきました、東浦町の山下享司でございます。ありがとうございます。

地方自治における監査の重要性を念頭におき、微力ではございますが一生懸命努めてまいりますので、皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本正和）

ありがとうございました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は終了しました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和2年東部知多衛生組合議会第2回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました案件につきまして、すべてお認めいただき、厚くお礼を申し上げます。組合議員の皆様方には、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本正和）

これをもちまして、令和2年東部知多衛生組合議会第2回定例会を閉会します。

(閉会)



この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法  
第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長 山本正和

2番議員 木下久子

10番議員 瀧塚政明